

第1回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成26年8月11日
14:00～
場所：本庁舎3階第3委員会室

1. 市長あいさつ

(要旨)

- ・平成22年4月に亀山市まちづくり基本条例を施行して以来、条例に基づくまちづくりを具体的に推進するため、推進委員会を設置している。
- ・第1期では、条例の具体化にむけて必要な事項の検討を行い、検討報告書をまとめていただき、第2期では、その報告書を土台として市が策定した推進計画の検証・評価を行っていただいた。
- ・条例に基づくまちづくりの状況としては、地域の主体的な活動を支援する「地域コミュニティのしくみづくり支援事業」や、市民活動の活性化を図る「市民活動応援事業」などを具体的に取り組んでいる。
- ・第3期推進委員会では、第1期、第2期の取り組みを踏まえて、新たに検討テーマから議論いただくことが活動の中心となる。

2. 委嘱状交付

各委員に対して、市長より委嘱状の交付を行った。(その後、市長退席)

3. 自己紹介

各委員より、自己紹介を行った。

4. 会長・副会長の選出

委員の互選により、次のとおり選出した。

(会長) 岩崎恭典委員

(副会長) 小河明邦委員

5. 推進委員会について

事務局：資料説明

(説明要旨)

- (1) まちづくり基本条例推進委員会の役割について
 - ・推進計画の調査検討・評価、条例のPRや見直し
- (2) まちづくり基本条例推進委員会の運営について
 - ・会議の公開、記録、ルールなど
- (3) 亀山市まちづくり基本条例について
 - ・第1期、第2期の活動のまとめ

会長：事務局から説明があったが、何か質問があればお願いします。また、以前からご就任いただいている委員から補足があれば併せてお願いします。

資料2の部分で、傍聴人の発言を認めるとしているが、亀山は他の委員会で傍聴できることになっていたか。おそらく、この会議ぐらいであろうと思う。傍聴者の発言以外にも、会議のルールを6つ決めている。これらの傍聴人の発言や会議のルールというのは、平成19年6月からまちづくり基本条例を策定していた時代からの会議のルールでもある。その時にせっかくだから傍聴人の方にも意見を聞いてみようとか会議のルールを決めながら議論していた。それを今でもずっと会議のルールとして尊重しているということである。

委員の方より、何かご質問などあるか。次の事項も含めて、全体で見て何かご意見があればお願いしますこととして、次の事項に進むことにしたい。

6. 推進委員会について

事務局：資料説明

(説明要旨)

- (1) 第3期亀山市まちづくり基本条例推進委員会 今後の進め方(案)について
 - ・平成26年度、27年度の2ヵ年で条例の具体化に向けて必要なテーマの検討
 - ・今年度は、推進委員会を4回開催する予定
- (2) 第1期推進委員会で示された項目別の方向性に対する進捗状況
 - ・進捗状況の確認
- (3) 新たな検討テーマの提案について(集約)
 - ・第2期推進委員会で提案された検討テーマの報告
- (4) 第1次亀山市総合計画後期基本計画市民意識調査結果報告書(抜粋)
 - ・まちづくり基本条例の認知度の報告(H25年度調査 12.5%)

会長：事務局から説明を受けたが、不明な点や分からない点などあれば質問をお願いします。

委員：今後の進め方の資料の中で、具体的な事業の説明とあるが、こういったことを意味しているのか。

事務局：第1回、第2回の会議で、今後の検討テーマを委員の皆様より出していただく。

その後、テーマに関係のある事業を事務局でピックアップして、その事業の担当部局が出席して、現状を委員の皆さんに説明させてもらうことを考えている。

委員：検討テーマに合った事業ということになるのか。それは具体的にどのような事業になるのか。

事務局：検討テーマは、今から決めていただくことになる。現在、検討テーマが白紙の状態とを考えていただいてよい。

委員：今、候補として考えているものはないということでしょうか。

事務局：はい。

会長：検討テーマを実現していくに当たっては、どうしても今、市が関連して進めている事業を上手くやっていく、またはその方向性を少し変えてやっていくという具体的な事業レベルの話も必要であろうということから、まずはテーマに即した事業、推進計画に反映さ

せる事業としてどんなものがあるかというものを一度勉強しながら、より実現性の高い推進計画を作っていこうということになろうと思う。

他に、ご意見などいかがか。

委員：第1期推進委員会で示された項目別の方向性に対する進捗状況について、進捗状況が、「○」、「△」で評価してあるが、それぞれの達成度は、パーセントで示すとどれくらいと考えているか。

事務局：「○」については、方向性に対して100%と評価していただいたと考えている。「△」については、微妙なところもあり、例えば、中間支援組織の設立に向けた支援が必要ということに対しては、低い達成度であると考えている。

会長：例えば、1つ目の中間支援組織の設立に向けた支援が必要であるという方向性には一応沿った形で、市民活動応援事業が展開されている。しかし、応援券の事業に留まっていて、具体的に中間支援組織が設立されれば、おそらく「○」になると思われる。そうすると、設立されてないから、「○」ではないし、そうかといって「×」でもない。それに向けて色々取り組みをやっているため、パーセントで表すと10%から80%まで幅があると言わざるをえない気がする。

それから、2番目の地域コミュニティのしくみづくり支援事業についても、どこをもって「○」にするかということが問題である。全市にまちづくり協議会が設立できた時点で「○」なのか、そうではなくて、全市に設立されるような支援のしくみが用意できて、上手く動き始めた時点で「○」とするのか。

私もよく言うことであるが、伊賀市でも住民自治協議会が組織されており、それも10年目を迎えるが、「先生は、伊賀市の住民自治協議会はいつ完成したと評価しますか。」と聞かれたことがある。そこでは、「設立当初の役員の方が、全員交代された時点で、初めて成功したと言って良いのではないのでしょうか。」申し上げたことがある。そうすると、やはり10年、20年の話になる。

だから、この進捗状況の「△」が「○」になるのは、「○」に向けてやっているのだけれども、現状は「△」であるというときの達成度はどれくらいとみればよいのか。確かに達成としては、先の話になると思う。

だからこそ、この2つ項目は、引き続き、検討テーマとして、今後の推進計画の中にも盛り込んでいく必要があるのではないかと思う。

この件については、どのように考えてみえるか。

委員：中間支援組織の件については、現時点では10%ぐらいの達成状況ではないかと思う。

地域のしくみづくりの方は、全部の地区でまちづくり協議会が出来たとしても、地域で上手く機能し始めて、上手くいっているなということが見えてきた段階で、初めて100%だと思う。したがって、これもかなり低いと思う。

委員：市民活動応援券の事業は、県内で亀山市だけの取り組みである。しかし、現状では、一般の自治会長や市民の方が応援券を100%利用している状況でない。どこで、どのような形で応援券が流れるのか、どこへ応援券を入れたら良いのか、非常に迷っている方が多い。市民応援券自体は、この仕組みが良ければ、日本全国の自治体に亀山モデルとして広がるのではないかということで、日本全国に先駆けて亀山がやるのは非常に良い。本年

はかめやま文化年であり、10年の計画の中で、この応援券をPRしても良いのではないかと思う。もっと、みんなが分かるようにすることが必要だと思う。

会長：はい。市民活動応援事業の中での応援券の流通策の検討というのは、まだまだ具体的なことが議論されなければいけないということだと思う。

先ほどのスケジュールで言うと、そのような話を受けて、例えば今後の会議で、現状の応援券の流通はどうなっていて、どこに問題があるのかということを担当室から話を聞かせてもらい、具体的に推進計画に項目を載せていくという段取りになる。

委員：応援券が、交換できるのは平成27年度からか。

事務局：そうである。

委員：応援券がお金に交換できる時期までに、住民にしっかりと説明することが必要だと思う。

事務局：委員のご意見のとおり、制度として難しいものであるため、市側がもう少ししっかりと説明をしなければ、制度として定着していくことは難しい状況だと思う。一部の方は良く分かってもらっているが、全市民の方にご理解をいただくということが大切なことだと思う。

会長：本当に今年の2月の応援券のシンポジウムの後で、すごく印象的だったのはよさこいの団体との話であった。今までは、全部ボランティアでやっていたが、応援券が出来てからは、応援券をもらうことで、自分たちの衣装を新調できると気づいてものすごくやりがいが出てきたと聞き、これが本来の使い方だろうなと思った。下庄で梅ジャムを作ってみえる団体の方も応援券を上手く使いたいということは言ってみえた。こうした動きは、色々ところで考えられていると思うが、ただ、特定少数であることには間違いない。

委員：私は、応援券をもらう側の団体にも所属している。実際、団体にとっては、今日、明日でも活動資金がほしいけれども、換金は来年ということで忘れたころにもらうような形であり、今、この事業を行うのにお金がほしいという部分で反省点ではないかと思う。クイックレスポンスが必要なのではないかと思う。応援券の制度は、まだまだ始まったばかりであるため、第3期でも引き続きテーマとして、進捗を見ていかないといけないと思う。

会長：先ほどの話で言うと、中間支援組織の設立が必要であるという方向性になって具体的な事業として市民活動応援事業を見るということになると、今後担当室から具体的な話を聞くという流れになる。その中で、市の担当部局が抱えている課題や問題を聞きながら、推進計画の中へ位置付けていくことになると思う。

委員：この事業が全国に先駆けて行ったものであれば、ぜひとも成功させたい。そのためには、もっともっとフォローする必要があると思う。

会長：そのフォローをどうやってしていくかということにかかっている。

委員：松阪市や津市の自治会連合会会長からも地元で導入したいため、ぜひ内容を教えて欲しいと言われる。平成27年度から具体的に換金するため、まだまだ途中であると伝えていますが、市外の方が非常に関心を持っている。

会長：確かに、市外の方が、亀山市の様子を見ていることは言える。

委員：応援券の事業は、クイックレスポンスを求める事業ではない。次の年度の活動資金を得ることが目的である。そこを変えてしまうと別の制度になってしまうため、そこを変え

るのは少し難しいかと思う。

自分が現場で使っている応援券の状況をいうと、自分の地域では応援券が足りない状態である。追加が欲しいくらいである。あのしくみの中で、一番難しいのは、市民に応援券を渡し、その市民がまたその応援券を別の方に渡すという循環を想定しているが、そのしくみがなかなか理解しにくいと思う。そのあたりは、何とか改善しないとイケないと思っているが、それ以外の部分については、非常に良い制度だと思っている。

会長：確かにつなぎ資金、運転資金が団体には必要である。制度のしくみを変えることはできないが、半年や一年過ぎれば上手く回っていくのかもしれないが、そこまでのつなぎの部分が今は厳しいという状況である。

委員：今回は、制度開始の時期で、換金までに1年半あるため、少し長い。

委員：そして、団体で呼んで使うのは楽でよいが、団体によっては、コミュニティから呼ばれるところが固まってくることもある。例えば、敬老会を例にとるとその時期には、予約が重なり、予約が取れないときもある。また、団体の活動内容によっては、期間限定のものもあり、年間を通じて活動できないところもある。実際に応援券を使ってみるとそういった問題点も感じている。団体としても、そういった面を解決する方法を考えてもらえると応援券を活用しやすいかと思う。

会長：使う側で活用する方法をみんなで考えるようなしくみが必要かもしれない。

委員：コミュニティに自分たちの団体を使ってほしいとお願いすると、もうすでに年間の事業計画が固まっているため、今年は入らないということも聞く。来年度に初めて、計画に入れてもらえるため、今年度は少し動きが鈍いのかとも思う。

委員：年間計画を決めるときに、自治会の方や住民の方が入って決めないとイケない。それをしないから、後から問題が起きてくる。全部計画を出してもらって、これだけの計画があって、応援券はこれだけしかないから、どういうふうに配分しましょうかということをもみんな決めていかないとイケない。そこが重要だと思う。

委員：年間計画に入れたとしても、相手の団体の都合もあり、予約が重なれば、計画を変更しないとイケないこともあり、そういった難しさもある。色々課題はあると思う。

会長：応援券を地域で活用できるようなまち協やコミュニティへの留意事項というのは、検討する機会が必要かもしれない。

今後、担当部局がそのあたりの問題をどのように把握しているのか、また流通の状況がどうなのかということ聞きながら、これは一つ検討課題として置いておこうと思う。

新たな検討テーマということで、第1期の方向性の中で「△」の評価である、応援券のことや地域のコミュニティのしくみづくりのことについては、やはり推進計画の中にきちんと位置づけをしてテーマにしていく必要があるだろうと今までの話を聞かせていただき感じたところである。

第2期の推進委員会の委員から出された意見の中では、根拠条例の制定を含めたまち協のあり方というものも、当然先ほどの地域コミュニティのしくみづくり支援事業の中の一つの検討テーマとしてあげていく必要があると思う。

市との協働のあり方についても、まち協を維持するために必要な、他の協働事業とは性質が異なるというご指摘であるが、推進計画の中できちんと議論する必要があると思う

し、私が別途関わっている地域自治に関する有識者会議においてもこういう議論をしてい
かないといけないと思う。有識者会議は、今年度中に市長に対して意見書を提出するとし
ており、その中で協働のあり方の中で、他の協働事業とは性質が違うものに対する支援の
しくみというものについても議論をしていくことになると思う。その結果については、推
進計画の策定過程の中で、私または事務局から推進委員会でも報告させていただくこと
になると思う。

それから、知ることのできない、困難な方に対する情報提供については、まさにその通
りであるが、これを推進計画の中で具体的にどのように検討していくのかということにつ
いて、委員の皆さんより良い考えがあればお出しいただきたい。

こういう話になると、障がい者福祉を担当している部署に話を聞いてしまうとそこで終
わってしまう。そうではない部分があると思う。障害の程度や場面にもよる。今回の台風
における避難所の話を聞いたが、高齢者の方で避難所に避難している人は、特別警報は出
たが、川の水位がどれくらいになったか、雨の見通しがどうかなど、全く情報が分からな
いという事態であつたらしい。若い人であれば、スマートフォンで何とかなるかもしれな
いが、高齢の方は持っていない。そこで、議員は小学校の先生にラジオを用意してきても
らい、ラジオから情報を提供したと聞いた。まさに、場面や障害の程度にもより、なか
な難しいテーマである。

委員：自分も避難所の対策委員長ということで、昨日、関 B&G 海洋センターに夜中の 12
時半まで現場にいた。

実際のところ、パンやおにぎり、水などの食料はあつたし、職員の方も非常に熱心であ
つた。毛布もしっかりとあつた。道路が通行止めになり、車が動かないということで県外
の人も避難所に来ていた。その中で、情報が何も入ってこなかった。現場にラジオもない、
テレビもないという状況であつた。台風の状況や進路、降水量など、全く分からないこと
を自分が対策委員長として痛感した。避難所には、やはりテレビ 1 台は必要であると感じ
た。

委員：テレビで見たどこかの避難所では、テレビが設置されており、その中で食事をとつて
いた光景であつた。

委員：以前、井田川の避難所に行ったがそこもテレビは無かつた。今回の B&G も無かつた。
避難した方は、そこでごろ寝をしているだけの状態であつた。今回の経験が非常にため
になったと自分自身で感じている。

避難所には、自主防災組織の方が地区の隊長としているが、その方たちが来ないため、
私が電話であなたの地区は被害などないかと尋ねたような状況であつた。情報というこ
とが肝心であると考えて、テレビを 1 台でも避難所に置いて欲しいと思う。

事務局：災害対策本部の中でも、そのような話が出ていた。水位が下がっているかどうかと
いうのは、家に帰る一つの目安になるため、そういう情報をやはり常時取れるようにする
ことが大事だということで、例えば、タブレットを配置して、水位を定期的に見ていただ
けるようにすることも意見として出ていた。それから学校の体育館の場合は、テレビが無
いという問題が出ていた。長時間になると、そのような情報を取得できる環境が重要だ
という意見が出ていたため、今後そういったことも十分に参考にさせていただきたいと思う。

委員：タブレットだと、月額いくらというような基本料金が必要になる。タブレットを持っているだけでは、急に情報を取れないこともある。テレビの場合は、普段置いてあって、必要なときに線を差し込んで映るようにしておけばよい。

事務局：災害対策本部でも、いくつかタブレットは持っているが、今回のように15箇所同時に開設となると間に合わなくなる。これまでは、多いときでも2~3箇所であったが、今回のパターンになると追いつかない状況であった。

会長：こういう自然災害の発生時には、情報弱者のことがすごくクローズアップされるが、検討テーマとして意見をいただいているのは、日常的にそういった情報を受け取れない人がどうしてもいるのではないかと、そしてこれから増えていくのではないかとということであった。その時に、まちづくりの基本のあり方をどのように知らせて、また、例えば応援券のことも全然知らない状況のまま過ごしてみえるが、そういった方をどうすればよいのかということ、すごく重い状態であるが、せっかく出していただいたテーマであるため、どのように考えればよいか。

事務局：トータルで考えると、情報の分野になると思う。ただ、中心になるのは、対象者の方を考えると、高齢障がい支援室になってくると思う。

委員：避難に関しては、避難所に来れた方は、まだある程度情報は取れていると思う。避難所に来れない人がみえるところが課題と思う。

会長：今回は、たまたま大きな話があったが、日常的な情報弱者の方に関する話ということで、どのように考えていけばよいか一度、担当部局に聞いてみることにしたい。

新たな検討テーマの提案として3つ上げられているが、3つとも推進計画に載せていくような形で勉強会をするということによろしいか。

これ以外に、具体的なテーマとして、皆さんでお考えのテーマがあればご意見をいただきたい。

委員：市との協働のあり方についてと関連するのであるが、行政の方から、今後このような事業をこのようにやりたいと提案されるが、その提案そのものが、このまちづくり基本条例を踏まえているのかということに非常に疑問がある。

平成22年4月に条例が出来てから4年経つが、この間、条例の趣旨に基づき、執行機関として色々な事業を計画しなければいけないはずであるが、地域の方に提案される事業については、そういうふうな検討をされた節が一つも見えない。このような事例が、現在地域に2つほどある。本来、一つひとつの事業については、条例に基づいた検討を踏まえた上で提案されるべきであって、今、色々な新しい施策として考えられているものが、基本条例をどのように踏まえて、検討されて、条例の内容に則って、地域に提案していくということがなされているのか検証したい。

会長：市の中で、ちゃんとチェックリストができているのかということだと思う。

事務局：新しい条例を作る時や改正を行う時には、まちづくり基本条例に沿っているかというチェックリストはある。ただ、それをしっかりとチェックして考えている職員と形式的にこなしている職員の認識度合いにかなり差があると思う。そのあたりは、今後の職員の教育という部分も必要だと思う。

また、委員が言われるように、条例だけでなく、事業レベルまでいくと現実的にはチェ

ックリストがない状況である。

委員：それをどのようにやっているのか、この委員会で議論していきたい。そして、できれば、こういう方向で、この条例のこの条文を踏まえたら、この提案はこうなるのでしょうかというところまで議論できればよい。

会長：ある意味、事業推進マニュアルのようなものを作るということになるのか。

市の協働の指針があって、協働提案する場合の市のマニュアルにはなっていると思うが、これをベースに、まちづくり基本条例にどう適合しているかというチェックが入っていないとまずいということになるかと思う。

委員：そうである。その指針の中には、7つの協働提案、項目になっているが、それ以外に私が以前から提案しているように、本来、まちづくり計画の中の協働事業というのは性質が異なると思う。そういうことも踏まえて、市の執行機関の事業というのは、どういう提案をすべきかということを経験したいと思う。

会長：地域に提案する事業がまちづくり基本条例に即しているかどうかという観点での具体的な検討項目が必要ではないかというご指摘であった。

他に、検討テーマとしてご意見などどうか。

それから、確認であるが、コンプライアンスと監査と子どもについては、前回の推進計画の期間中にそれぞれ達成したという評価で、これからの推進計画期間では、経過を見ていくものの推進計画には項目としては盛り込まなくてもよいということではよいのか。

委員：了承。

会長：事務局の説明にもあったように、2年間で勉強していくとすれば、検討テーマは4つから5つに絞ったほうがよいということであったため、経過を見ていくものの、コンプライアンスと監査と子どもについては一定の成果があったということで次期の推進計画には引き継がないこととする。

それから、中間支援組織の設立に向けた支援と自立した新たな地域組織の創設に向けたしくみづくりについては引き継ぐこととする。

そして、第2期の推進委員会で出された3つの提案は、具体的な検討テーマにしようということと、それ加えて、意見のあった地域に提案されている事業がまちづくり基本条例に即しているかどうかという項目も審議していきたいと思う。

その他に、今お考えの部分で、こんなことを検討していく必要があるのではないかとご意見などあればぜひご発言をお願いしたい。

事務局：先ほど担当からも説明したが、現在、市議会の方で、基本条例の検証が行われている。先日、この推進委員会の委員の中からも数名の方が、議員との懇談会に出席していただいた。まちづくり基本条例に対する何らかの提言が9月末頃に提出されると見込んでいいる。その提言の内容によっては、当然、今後の委員会の中で検討していただくことやテーマとして盛り込むべきものが出てくるかもしれないし、報告で済む場合もあるかもしれない。その折には、委員会での検討をよろしくをお願いしたい。

会長：そういう理由もあって、市議会総務委員会からの提言書が9月末に想定されるため、その報告を受けて、次回は10月の初めに会議を設定したいという段取りである。

このような状況の中で、今は検討テーマをたくさん出してもらって、この後絞り込んで

いくという段階である。

新しく委員に就任していただいたお二人の委員より、何かご意見などどうか。

すぐに意見を出してほしいというわけにもいかないの、他の委員の方も含めて、お盆の休みもあるため、ご意見があれば、事務局にご提案をいただきたい。

今日の会議の中で、感想でも結構なので、何かあればお聞かせ願いたい。

委員：話が戻るが、知ることのできない方への情報提供は、地域性もあるかもしれないが、100%行き届かせるというのは難しいと思う。しかし、やさしく、分かりやすいように進めていかなくてはいけないことだと思ふし、大事な項目だと思ふ。今は、プライバシーのことなど大きな壁があると思ふが、どういうことができるのか、どうやってクリアしていくのか、たくさん検討していかなくてはいけない課題はあると思ふ。2年間の中で、あれもこれもあるというのは難しいと思ふので、早急にやらなければいけないことなど決めてやっていかないとはいけないと思ふ。

会長：そういう意味でも、担当部局に一度話を聞いてみる必要があると思ふ。実際に、障がいを持ってみえる方々に対する情報提供のどこにどんな問題があって、その問題の中で、まちづくり基本条例に則った形で検討すべき項目は何か、すべてを扱うわけにはいかないの、例えば、今日であれば災害時の情報提供という分野に絞ることもありえると思ふ。その問題状況を勉強し始めることも必要になってくる。

委員：個人情報の話が出たが、亀山市において、防災の関係で、住所、氏名、電話番号を1,500人の高齢者の方が教えられないと言われてみえる。私たちが災害の時の活動に非常に困っている。避難のときにお互いで助け合おうとしても、プライバシーの関係で、教えられないと言われる。被害が起きそうなときに、誰が、どう動くかというのがネックになっている。これが、高齢者層における亀山の現状である。

委員：私も民生委員を務めているが、民生委員でも立ち入ると言われる。その人には会えない。そこに住んでみえるだろうということで、近所の方の情報で、住んでいるだろうと判断している。日々におしゃべりする人としか、当の本人は会いたくないと言う。そのため、知り合いの人と一緒にあって見守りをしようと、勉強会などを行っている。

だから、民生だけでなく、色々な担当と横のつながりを持って、一つの担当部局だけでは一緒になって見守りながらいくしかない。将来的には、今の若い人にも問題となってくる。

会長：引きこもりの人は、壮年期にさしかかっている。その方々が、そのまま一人暮らしの高齢者になってしまったら大変なことになる。あと20年後、そういう方が、戸建の住まいに一人ずつ住んでいく世界になってしまう。その状態をどうするのかという問題が出てくる。その方たちを引きずり出したい。

委員：非常に難しい課題である。

会長：ただ、手をこまねいている場合でもない。まちづくり協議会に押し付けるわけではないが、まち協に何らかの形で、なんとか引っ張りだしてほしいところでもある。

委員：どこまで個人情報として考えるかということである。命と個人情報どちらが大事なことかと担当職員に尋ねたことがある。

委員：色々な地区で、教えない、会わないという事案があると聞く。

会長：日常、放っておいてほしい、一人にしておいてくれという人から、いざというときに助けてほしいというサインが出てくることがあることが悩ましい。

委員：私の地区の自治会長は、どの家に、どんな方が住んでいるのか、どういった障がいを持っているのか、災害の時には助けてほしいのかどうかなど、すべての情報を一覧表にして持っている。但し、これは外には出さないようにしている。

会長：自治会で、そういった情報を集めることができたということが非常にすごいことである。

委員：まさに、命か個人情報かという選択だと思う。

委員：昼生小学校の校長先生から話を聞いたが、最近では、何かあったときのための緊急連絡網が作れないと聞いた。一人ひとりに対して、携帯電話などで連絡していると聞いたが、正直異常じゃないかと思う。

委員：我々も、地域で色々やっているが、高齢者については、割合に情報が把握しやすい。障がい者となると、福祉委員の方でも、民生委員の方でも把握が難しいのではないかと思う。

会長：障がいをお持ちの方にとっても、障がいの種類や程度によって、人に知られたくないという方もいるし、知って欲しいという方もいる。個別の問題であり、非常に難しいところである。そのあたりを担当部局がどのように考えているかというのを大きなテーマであるため聞かせてもらいたいと思う。

会議のあと、具体的な検討テーマということで、こういうことは検討したほうが良いのではないかというものがあれば事務局へ伝えてもらいたい。

それから、もう1点、推進委員会の役割というのは、資料にもあるように、本日、具体的に議論したのは、推進計画の策定、評価、見直しの部分で、推進計画の調査検討というところをやるということで共通理解を得たと思う。

もうあと2つ役割があって、条例のPRと条例の見直しがある。条例の見直しについては、先ほどから話が出ているが、まち協をどのように位置づけていくかということについて、別途検討している。これからの推進計画の議論の中で、例えば、まちづくり基本条例を改正しないといけなのではないかという議論が出てれば、それはここで議論することになる。条例の見直しについての部分というのは、今は、まち協の設置根拠と総合計画をどうするかということであるため、すぐに何かが出てくるという話ではないし、市から提起されてくるものでもないと思う。我々の委員のほうで提起することはできるが、条例をどう見直しするのかというところはもう少しゆっくり考えていく。

それから、2つ目の条例のPRであるが、資料でも説明があったように、条例を知っているかという設問で「はい」と答えた方は、市民の5.6%しかいなかった。これを多いか少ないかと言えば、私はどちらでもないと評価するしかないと思う。変な話であるが、市民の100%がこの条例を知っていれば、逆に気持ち悪いと思う。みんながこの条例を知っていて、条例に基づいてあれこれ活動していますとなると、なんかその方が気持ち悪い。一定、知らないという方がみえる方が安心するが、ただいくらなんでも知っている人が一桁といのもさびしい。ただ、「どちらかと言えばはい」の方も含めると、約12%いるというのはまあまあかなと気もする。けれども、平成22年度調査よりもポイントが減ってし

まったというのはまずいなと思っていて、これについても何かお考えがあればぜひ意見を寄せていただきたい。100%の方が知っているということを絶対に目標にはしてはいけないと思うが、もう少し増やすために、何かできることはないだろうかということを考えていきたい。せっかく、応援券のPRイベントでまちづくり基本条例のことを紹介したが、その後の今回の調査でポイントが下がってしまったということで、今後もPRは続けていく必要があると思うため、PRで有効な手法のお考えがあれば、推進委員会に課された任務の一つであるため、ぜひご意見をいただけたらと思う。何らかのイベントに併せて、出来る限り条例の普及・啓発をしていきたいということは前回の推進委員会でも決めたことであるため、ぜひお願いしたい。何かあれば、ご提案をいただきたい。

以上で、宿題を残しつつも、本日の会議でやるべきこととして、事項書にもあるように、推進委員会というものがどういう役割を担っているか、今後の進め方についてはこのように進めていくということで合意が得られたということでよいか。

委員：了承。

会長：次回の会議に向けて、検討テーマとして考えられるもの、それからPRの手法についてもお気づきの点があれば、事務局までご意見を寄せてほしい。

そして、皆さんからいただいたテーマと前回の委員会から引き継いでいるテーマと合わせて、検討テーマの絞り込みを次回の会議で行っていきたい。

また、市議会の総務委員会から提言書が提出され、こういったことを委員会で行ってほしいという依頼があるかもしれないという状況である。先日、総務委員会の議員と懇談会を持たせてもらったが、最後の方で、議会基本条例の検証についてもご意見があったが、まちづくり基本条例にも議会の責務が書いてあるため、この責務に則って議会の活動が遂行されているかについて意見がほしいといわれれば考え方として否定はできないと思う。今の議会基本条例に基づく議会の活動が、まちづくり基本条例の第6条に即しているのかと言われたら、この推進委員会で検討しなければいけない。どのような提言書が提出されるか分からないが、今後その内容によって検討を進めていく。

こういった状況であることをお知らせしておきたいと思う。

他にご意見などいかがか。

委員：先ほど有識者会議の中で、まち協の設置根拠の条例化の方法について検討されていると聞いたが、まち協そのものが地域を代表していないと思う。だから、この地域の代表性をどのように確保していくかが非常に大きな問題である。

会長：難しい問題である。地域の代表性を確保していくことに捉われると、議会との関係も出てくる。それから、自治会との関係も出てくる。

委員：現在でも、市の方から色々な協議を受けているが、地域を代表していないのに、そもそも協議を受けてよいのかということが議論になる。そのことが頭を離れず、危惧している。

あと、条例を知っているかというアンケートで2.4ポイント下がっているという話であるが、一つの方法として、先ほども言ったが、市が地域に入られるときに、こういった条例を踏まえて、協議をさせてもらっていますという説明を折に触れてされると良いと思う。資料の中にも、面倒かもしれないが、そういった内容を書き入れていくことが、一つの方

法としてあろうかと思う。

会長：ありがとうございました。

それでは以上ということで、これで第1回の推進委員会を終了したいと思う。

委員の皆さん、ごくろうさまでした。

7. その他

次回の推進委員会

日程 平成26年10月3日(金) 10時～正午

場所 本庁3階第3委員会室